

契約の適正な執行に関する行政評価・監視

<調査結果>

[資料]

資料 1	随意契約の適正化の一層の推進について（抄）	1
資料 2	国における契約方式等	2
資料 3	随意契約見直し計画の進ちよく状況（平成 19 年度 府省別）	3
資料 4	競争性の高い契約方式への移行の推進	5
資料 5	応募（応札）条件等の見直し	7
資料 6	第三者機関の設置状況	11
資料 7	特殊法人の契約の適正化の推進	13
<参考>	国会及び裁判所における随意契約見直し計画の進ちよく状況等	15

随意契約の適正化の一層の推進について（抄）

平成19年11月2日
公共調達の適正化に関する
関係省庁連絡会議

2. 監視体制の充実強化

(2) 各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備

- ① 各府省における「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を総務省の行政評価等プログラムに追加的に位置づけ、来年1月より重点的に実施し、1年を目途に取りまとめる。その際、第三者機関による監視状況についても調査する。
- ② 独立行政法人については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を厳正に評価する。
- ③ 財務省は法令の解釈・適用の観点からこれに協力するとともに、内閣官房はこれらを全般的に統括、進行管理する。

国における契約方式等

○国における契約方式

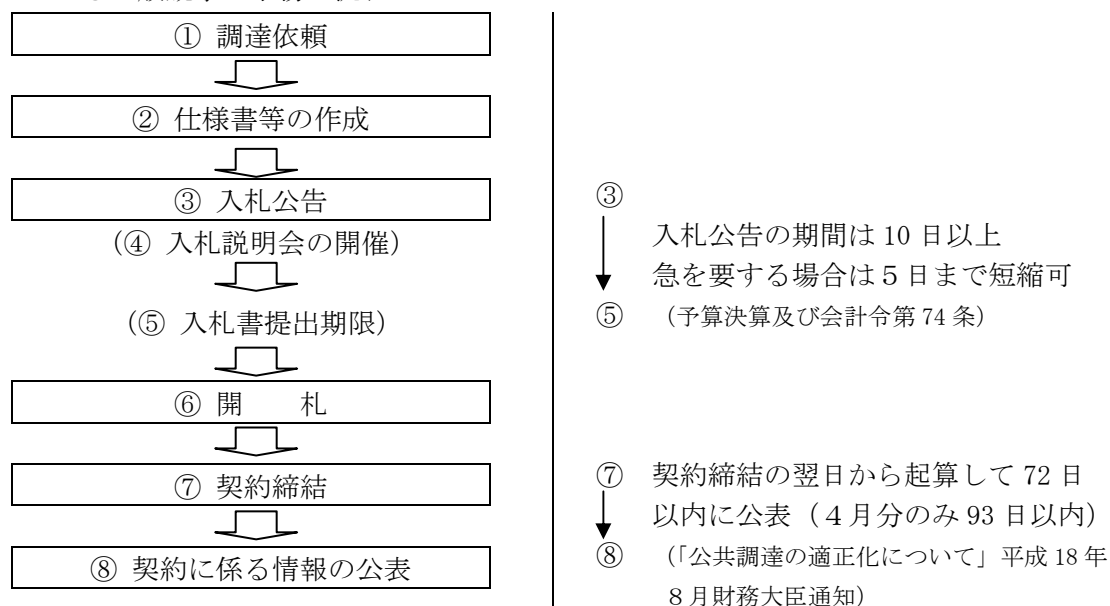
(ア) 会計法令上の契約方式

契約方式	要件	根拠条項
一般競争契約	原則方式	会計法第 29 条の 3 第 1 項
指名競争契約	①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付す必要がない場合 ②一般競争に付することが不利と認められる場合	会計法第 29 条の 3 第 3 項
	③予定価格が少額である場合 ④その他	予算決算及び会計令第 94 条第 1 項等
随意契約	①契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ②緊急の必要により競争に付することができない場合 ③競争に付することが不利と認められる場合	会計法第 29 条の 3 第 4 項
	④予定価格が少額である場合 ⑤その他	予算決算及び会計令第 99 条等

(イ) 会計手続の準備行為としての競争性のある契約方式

契約方式	内 容
企画競争による 随意契約	複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査したうえで最も優れた企画を提案した者を契約の相手方として決定する方式
公募による 随意契約	行政目的の達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募る方式

○一般競争の事務の流れ



随意契約見直し計画の進ちょく状況（平成19年度 府省別）

① 競争性のない随意契約の契約全体に占める割合（契約金額ベース）

（単位：億円、%、ポイント）

	平成17年度実績			随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績				目標達成率 （減少割合 ベース）
	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額の17年 度総契約金 額に占める 割合	17年度実績 との差	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合	17年度実績 との差	
	A	B					(B/A) C	D			
内閣府	948	393	41.5	149	15.7	△25.7	1,133	189	16.7	△24.8	96.4
宮内庁	46	16	34.8	13	28.3	△6.5	50	26	51.6	+16.9	—
公正取引委員会	5	4	80.0	1	20.0	△60.0	7	3	34.6	△45.4	75.7
国家公安委員会	619	261	42.2	252	40.7	△1.5	654	230	35.1	△7.0	483.1
金融庁	39	29	74.4	3	7.7	△66.7	58	15	26.0	△48.4	72.5
総務省	712	375	52.7	40	5.6	△47.1	761	145	19.0	△33.6	71.5
法務省	1,651	815	49.4	202	12.2	△37.1	2,530	489	19.3	△30.0	80.9
外務省	178	124	69.7	21	11.8	△57.9	342	202	59.1	△10.6	18.2
財務省	1,914	1,221	63.8	415	21.7	△42.1	2,777	1,109	39.9	△23.9	56.7
文部科学省	1,892	994	52.5	555	29.3	△23.2	2,137	650	30.4	△22.1	95.3
厚生労働省	4,156	3,254	78.3	740	17.8	△60.5	7,785	5,441	69.9	△8.4	13.9
農林水産省	6,642	1,386	20.9	220	3.3	△17.6	7,336	694	9.5	△11.4	65.0
経済産業省	2,071	1,213	58.6	281	13.6	△45.0	2,502	459	18.4	△40.2	89.3
国土交通省	29,048	4,976	17.1	1,678	5.8	△11.4	30,992	3,153	10.2	△7.0	61.3
環境省	371	220	59.3	46	12.4	△46.9	493	176	35.8	△23.5	50.2
防衛省	21,784	17,828	81.8	7,361	33.8	△48.0	22,780	9,103	40.0	△41.9	87.2
小計	72,076	33,109	45.9	11,977	16.6	△29.3	82,338	22,085	26.8	△19.1	65.2
内閣官房	422	417	98.8	321	76.1	△22.7	900	651	72.4	△26.5	116.3
内閣法制局	2	1	50.0	0	0.0	△50.0	2	0	23.8	△26.2	52.5
人事院	12	7	58.3	2	16.7	△41.7	10	5	51.4	△7.0	16.7
小計	436	425	97.5	323	74.1	△23.4	911	656	72.0	△25.4	108.7
合計	72,512	33,534	46.2	12,300	17.0	△29.3	83,249	22,741	27.3	△18.9	64.6

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

② 競争性のない随意契約の減少金額

(単位:億円、%)

	競争性のない随意契約金額						
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	達成目標		19年度実績 E	19年度実績	
			17年度実績との差 C	減少目標割合 (C/A) D		17年度実績との差 (E-A) F	減少割合 (F/A) G
内閣府	393	149	△ 244	△ 62.1	189	△ 204	△ 52.0
宮内庁	16	13	△ 3	△ 18.8	26	10	+62.3
公正取引委員会	4	1	△ 3	△ 75.0	3	△ 1	△ 36.7
国家公安委員会	261	252	△ 9	△ 3.4	230	△ 31	△ 11.9
金融庁	29	3	△ 26	△ 89.7	15	△ 14	△ 48.4
総務省	375	40	△ 335	△ 89.3	145	△ 230	△ 61.3
法務省	815	202	△ 613	△ 75.2	489	△ 326	△ 40.0
外務省	124	21	△ 103	△ 83.1	202	78	+63.2
財務省	1,221	415	△ 806	△ 66.0	1,109	△ 112	△ 9.2
文部科学省	994	555	△ 439	△ 44.2	650	△ 344	△ 34.6
厚生労働省	3,254	740	△ 2,514	△ 77.3	5,441	2,187	+67.2
農林水産省	1,386	220	△ 1,166	△ 84.1	694	△ 692	△ 49.9
経済産業省	1,213	281	△ 932	△ 76.8	459	△ 754	△ 62.1
国土交通省	4,976	1,678	△ 3,298	△ 66.3	3,153	△ 1,823	△ 36.6
環境省	220	46	△ 174	△ 79.1	176	△ 44	△ 19.9
防衛省	17,828	7,361	△ 10,467	△ 58.7	9,103	△ 8,725	△ 48.9
小計	33,109	11,977	△ 21,132	△ 63.8	22,085	△ 11,024	△ 33.3
内閣官房	417	321	△ 96	△ 23.0	651	234	+56.1
内閣法制局	1	0	△ 1	△ 100.0	0.4	△ 0.6	△ 63.7
人事院	7	2	△ 5	△ 71.4	5	△ 2	△ 27.3
小計	425	323	△ 102	△ 24.0	656	231	+54.4
合計	33,534	12,300	△ 21,234	△ 63.3	22,741	△ 10,793	△ 32.2

(注)1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

競争性の高い契約方式への移行の推進

【競争性の高い契約方式から競争性の低い契約方式に移行する余地がある例】

① 各府省共通的な業務

府省横断的に比較したところ、下表のとおり、庁舎の警備、電気・機械設備等の保守、広報等の各府省共通的な業務を、一般競争契約等の競争性の高い契約方式としている例がある一方で、競争性の低い随意契約としている例がある。

〔内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等で**305件**〕

府省共通的な業務に係る契約方式別の契約件数（平成19年度）

（単位：件、％）

業務の内容別	合計	競争性の低い随意契約	公募	企画競争	指名競争契約	一般競争契約
		A	B	C	D	E
i 庁舎の警備	127	32	10	0	4	81 〈11〉
ii 庁舎の電気・機械設備等の保守	179	22	10	0	5	142 〈10〉
iii 昇降機の保守	84	12	6	0	0	66 〈1〉
iv 電気の供給	64	25	0	0	0	39 〈3〉
v ポスター作成等の広報業務	149	32	1	80	4	32 〈2〉
vi タクシーの借上げ	102	32	42 〈1〉	28 〈1〉	0	0
vii 荷物の運送	30	9	1	1	0	19
viii 職員の健康診断	72	3	10	0	0	59 〈3〉
ix 外国雑誌の購入	20	7	0	0	3	10 〈2〉
x 国家試験問題の印刷	12	5	0	1	0	6 〈3〉
合計	839 (100)	179 (21.3)	80 〈1〉 (9.5)	110 〈1〉 (13.1)	16 (1.9)	454 〈35〉 (54.1)
うち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	305 (100)	179 (58.7)	28 (9.2)	82 (26.9)	16 (5.2)	— —

（注）1 当省の調査結果による。

2 一般競争契約欄の数値には不落・不調による随意契約を含む。

3 庁舎の電気・機械設備等の保守の一般競争契約欄の数値には総合評価方式2件を含む。また、ポスターの作成等の広報業務の一般競争契約欄の数値には総合評価方式18件を含む。

4 〈 〉内の数値は、平成19年度契約では、A、B、C、Dのいずれかの契約方式としていたが、20年度契約において公募、企画競争又は一般競争契約に移行したものを示し、内数である。

5 網掛け部分は、競争性の高い契約方式に移行する余地がある事例である。

② その他

価格競争する余地がないこと等を理由に競争性のない随意契約としている例や、契約の条件を満たす者が1者しかいないこと等を理由に公募による随意契約としている例等がある。

[内閣府、宮内庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で277件]

(事例1)

不動産鑑定評価に係る契約について、鑑定報酬額は定額であり価格競争の余地がないことを理由に、競争性のない随意契約としているが、鑑定報酬額以外の技術料等については価格競争の余地があり、また、他府省（農林水産省）では一般競争契約としている例がある。

(防衛省北関東防衛局)

(事例2)

公園の維持管理業務に係る契約について、前年度まで競争性のない随意契約を締結してきた事業者（所管公益法人）以外に実施可能な者がいないか確認するため、公募を行っているが、その際、あらかじめ、参加可能と見込まれる業者の有無をチェックし複数いることを確認しているにもかかわらず、企画競争や一般競争契約の検討を行っていない。

(国土交通省中部地方整備局)

【指名競争契約とする理由が乏しい例】

地方支分部局において本府省が示した「一定金額以下のものは指名競争契約とすることができる」との基準を機械的に適用していたり、指名基準を満たす者が多数いるにもかかわらず指名競争契約を締結している例がある。

[宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省で142件]

(事例3)

庁舎等の解体撤去工事に係る契約について、工事規模が1億円未満であったことから、本省通達で示された「工事規模が250万円を超え1億円未満の工事は原則として指名競争入札とする」との方針に沿って指名競争契約としているが、他府省では同様の工事を一般競争契約としている例がある。

(法務省福島地方法務局)

(事例4)

調整池の管理棟の新設工事に係る契約について、「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数である」として指名競争契約としているが、指名業者の選定段階で、指名条件の一つとしている「過去4年間に札幌開発建設部又は近隣部局の発注工事の指名実績等があること」を満たす業者が41者いることを確認している。

(国土交通省北海道開発局札幌開発建設部)

応募(応札)条件等の見直し

1 応募(応札)者数の状況

① 各府省の契約方式別の応募(応札)者数の状況(平成19年度)

(単位:件、%)

契約方式	契約件数	うち、応募(応札)者数が1者以下の契約件数(割合)
一般競争契約	72,404	24,353 (33.6)
企画競争による随意契約	19,137	6,104 (31.9)
公募による随意契約	18,873	16,222 (86.0)

(注) フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

② 各府省の契約相手方別の応募者数の状況(平成19年度)

(単位:件、%)

契約相手方	契約方式	契約件数	うち、応募者数が1者以下の契約件数(割合)
所管公益法人等	企画競争による随意契約	5,871	2,859 (48.7)
	公募による随意契約	10,568	10,120 (95.8)
所管公益法人等以外	企画競争による随意契約	13,266	3,245 (24.5)
	公募による随意契約	8,305	6,102 (73.5)

(注) フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 応募(応札)条件等を緩和する余地がある例

【公示書に契約を予定する事業者名を明記している例】

公募を行う際に、公示書に契約を予定する事業者名を明記している。

公示内容としては、業務の実施に必要な条件を記載すれば足り、具体的な事業者名を明記することは、他の事業者の応募を阻害する可能性がある。

[国土交通省及び環境省で316件]

【応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定している例】

応募資格として、同種又は類似業務の実績があることとしているが、他府省や他の地方支分部局の実績は認めない例がある。

[内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で366件]

(事例1)

国道事務所が行う公共土木工事の入札契約手続等に係る資料の作成や審査等の補助業務に係る契約について、平成19年度は、公募による随意契約としている。その際、応募資格として「同種又は類似業務の受注実績があること」としているが、同種業務の受注実績を「中国地方整備局の受注実績」に、類似業務の実績を「中国地方の各県、政令市の受注実績」に限定しており、他府省や他の地方支分部局管内の都道府県、政令市における受注実績を認めていない。

平成20年度は、企画競争による随意契約に移行し、応募資格についても、同種業務の受注実績を「各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部又は特殊法人等の受注実績」に、類似業務の受注実績を「都道府県又は政令市の受注実績等」に緩和したものの、他府省の受注実績は認めていない。

(国土交通省中国地方整備局松江国道事務所)

(事例2)

国営土地改良事業による地域貢献策とその具体的手法等の検討業務に係る契約について、企画競争による随意契約としている。企画提案書の評価項目の一つに「過去5年間の同種、類似業務の実績」があるが、応募要領には参加資格として「農業農村整備事業に関する調査・設計・施工・運用管理に関する業務実績を有すること」としているのみで、同種、類似業務がどのようなものであるか明確化されていない。

(農林水産省東北農政局土地改良技術事務所)

(参加資格要件から契約実績を削除した例)

防衛省(海上自衛隊)は、平成19年11月に、参加資格要件の設定に当たっては、新規参入意欲を阻害することのないよう留意し、契約実績を資格要件から削除するなどの措置を講じるとの方針を決定し、以後の契約から当該方針を適用している。

(防衛省(海上自衛隊))

【応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定している例】

庁舎清掃、車両管理等の役務契約について、競争性のない随意契約から一般競争契約に移行しているが、入札参加資格として「官公庁の受注実績がある者」との条件を設定し、この実績を有していない者は入札参加資格なしとしている。これらの業務の入札参加資格に官公庁における受注実績を設ける合理性に乏しい。

[農林水産省及び国土交通省。これを含め類似する例が内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び環境省で54件]

(事例3)

庁舎清掃業務に係る契約について、競争性のない随意契約から一般競争契約に移行したが、入札参加資格の一つとして「本入札に係る業務と同種の業務実績を証明できる者」とし、事前に本入札に係る業務と同種の業務の官公庁における過去3年間の実績を証明する書類の提出を求め、この要件を満たした者を競争入札に参加させることとしている。

(農林水産省北海道森林管理局空知森林管理署)

(事例4)

地方整備局における車両管理業務に係る契約について、指名競争契約から一般競争契約に移行しているが、応札条件として「官公庁の受注実績」を付しているところがある。(国土交通省九州地方整備局(港湾空港部を除く。)、東北地方整備局)

他方、当該条件を付していないところもある。(国土交通省九州地方整備局(港湾空港部))

(事例5)

LANシステムの保守・運用業務に係る契約について、一般競争契約としているが、競争参加資格に「行政機関(独立行政法人、特殊法人を含む。)において当該業務の実績があること」との条件を付しているところがある。(内閣府沖縄総合事務局総務部)

他方、当該条件を付していないところがある。(内閣府沖縄総合事務局財務部、同局農林水産部、同局運輸部)

【企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例】

(事例6)

入札契約情報の分析支援の役務契約について、競争性のない随意契約から企画競争による随意契約に移行し、応募条件も、従来の「同種業務の実績を有すること」から「同種又は類似業務の実績を有すること」に緩和している。

しかし、企画書の採点においては、同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績が1件の場合0点としており、応募条件を緩和した意義が乏しい。

(国土交通省九州地方整備局)

[これを含め類似する例が総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省で50件]

【入札等に必要な情報が明示されていない例】

(事例7)

自然公園内における公衆便所の清掃管理業務と園地・遊歩道の維持管理業務について、一般競争契約としているが、入札仕様書において、前者の業務については業務内容、作業回数、所要時間等が詳細に規定されているが、後者の業務については、例えば、歩道維持管理業務の場合、「歩道清掃、施設点検等軽微な清掃管理」と記載されているのみで、具体的かつ詳細な業務内容及び所要時間が明示されておらず、新規参入希望者にとって業務量の把握と適正な入札価格の算出が困難となっている。

(環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)

[これを含め類似する例が内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で26件]

【公募期間が短い等の例】

事例 8

- ① 公募期間として、公示日の翌日から20日間以上後に企画書の提出期限を設定している例（国土交通省）がある一方で、公示日から応募締切日まで、あるいは、説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間（10日未満）となっている。
（法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で **14件**）
- ② 一般競争入札における公告日から入札日までの期間が10日未満となっている。
（総務省及び農林水産省で **11件**）
- ③ 庁舎清掃、寮などの施設管理、警備業務等の契約において、一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間（10日未満）となっている。
（法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で **64件**）

（注） 公募又は企画競争による随意契約を行う場合の公募期間は、一般競争契約を行う場合の定め（急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならない（予決令第74条。））に準じて、適切に定めることとされている（18年8月財務大臣通知）。

第三者機関の設置状況

(単位：機関)

府省等名	内部部局		地方支分部局等		計
		設置部局・審議対象		設置機関等	
内閣府	1		2	①沖縄総合事務局総務部、②沖縄総合事務局開発建設部	3
宮内庁	1				1
公正取引委員会	1				1
国家公安委員会	1				1
金融庁	1				1
総務省	1				1
法務省	5	①全省（工事）、②本省等（物品・役務等）、③法務局（物品・役務等）、④検察庁等（物品・役務等）、⑤矯正官署（物品・役務等）			5
外務省	1				1
財務省	1		12	おおむねブロック単位に設置（財務局、税関、国税局等の契約を対象）	13
文部科学省	2	①全省（工事）、②全省（物品・役務等）			2
厚生労働省	2	①全省（社会保険庁、都道府県労働局を除く。）、②社会保険庁	47	都道府県労働局(47)	49
農林水産省	6	①本省（工事）、②本省（物品・役務等）、③本省（食料安定供給特別会計の工事）、④本省（食料安定供給特別会計の物品・役務等）、⑤林野庁、⑥水産庁	19	地方農政局等(8)、森林管理局(7)、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波事務所	25
経済産業省	1				1
国土交通省	6	①本省（内部部局等の物品・役務等）、②官庁営繕部（工事）、③航空局、④気象庁、⑤海上保安庁、⑥高等海難審判庁	34	地方整備局等(20)、地方運輸局(10)、地方航空局(2)、国土地理院、国土技術政策総合研究所	40
環境省	2	①全省（工事） ②全省（物品・役務等）			2
防衛省	2	①全省（物品・役務等）、②地方防衛局（工事に関する総括的な審議中心）	8	地方防衛局(8)	10
16府省（小計）	34		122		156
調査協力要請機関	内閣官房	1			1
	内閣法制局	1			1
	人事院	1			1
19府省（計）	37		122		159

(注) 当省調査結果及び関係省庁連絡会議資料に基づき作成した。

【契約実績のある所管公益法人の役員が委員となっている例】

(事例1)

委員のうち一人(大学教授)は、所管公益法人の役員であり、かつ他の所管公益法人から助成金を得て研究を行っている。

なお、四国地方整備局は、平成19年度において、前者の法人と2件、後者の法人と5件の契約実績がある。

(国土交通省 四国地方整備局入札監視委員会(第一部会))

【審議案件の抽出方法等について、改善の余地がある例】

(事例2)

第三者機関の運営要領において、審議案件の抽出は委員が行うとされているが、事務局(行政機関)が抽出している。

(国土交通省 中部運輸局入札監視委員会)

(事例3)

平成20年6月に開催された委員会では、19年12月から20年3月までの間に締結された契約を審議対象としているが、その期間内に締結された1者応札27件の契約については、重点監視の対象とされているにもかかわらず全く審議されていない。

(国土交通省 東北地方整備局入札監視委員会(第二部会))

【審議概要の公表について、改善の余地がある例】

(事例4)

平成19年12月18日に開催された第1回委員会の審議概要の公表(ホームページへの掲載)は、約6か月経過した20年5月となっている。

(農林水産省 水産庁入札等監視委員会)

(事例5)

平成20年3月13日に第1回委員会を開催し、委員長の互選等を行うとともに、所管公益法人が1者応札で契約した3件について審議している。しかし、ホームページに掲載されている審議概要をみると、3件の契約について審議したこと自体が分からず、どのような契約について、どのような議論がされたのかが明らかになっていない。

(公正取引委員会 公正取引委員会契約監視委員会)

(注) 上記のほか、審議概要を閲覧や記者発表によって公表しているが、ホームページでは公表していない例等あり。(内閣府、農林水産省及び国土交通省)

特殊法人の契約の適正化の推進

【随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の減少目標割合等】

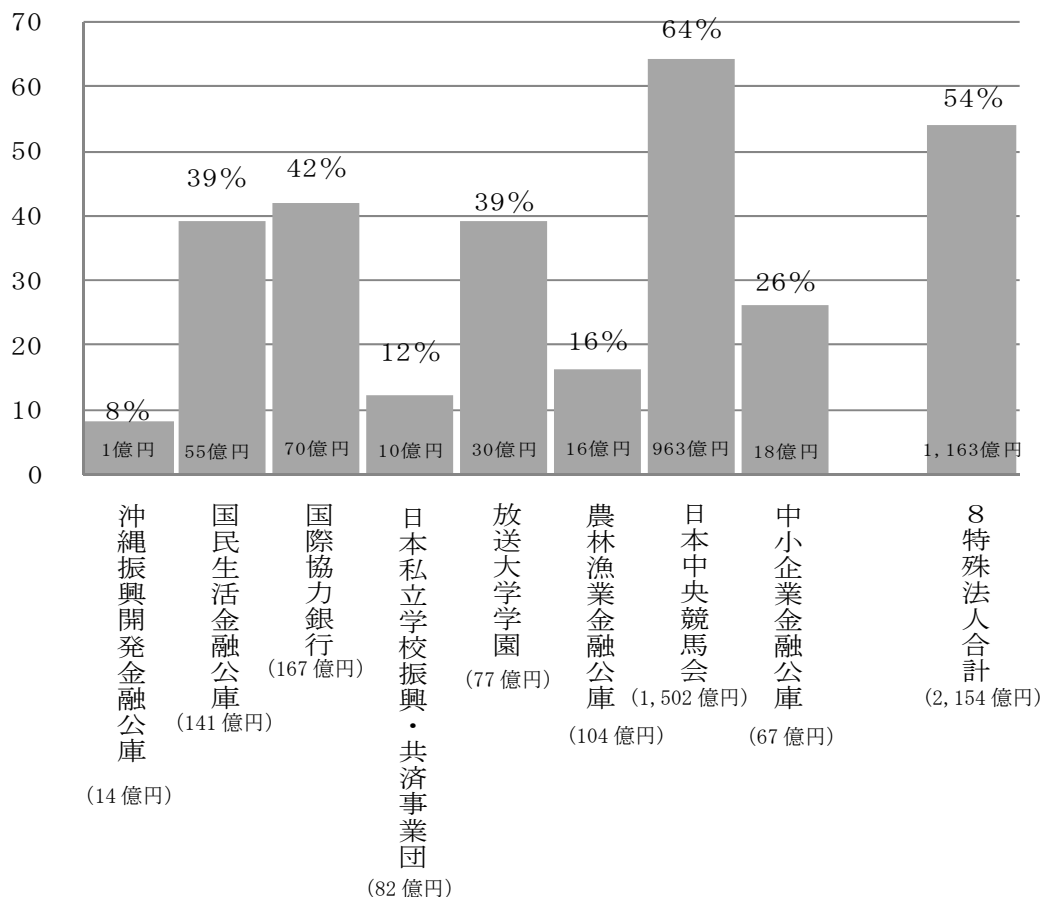
(単位：億円、%)

	平成 18 年度実績		随意契約見直し計画における達成目標			
	総契約金額 A	競争性のない 随意契約金額 B	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額 C	総契約金額 に占める割合 (C/A) D	競争性のない 随意契約 減少目標額 (B-C) E	減少目標割合 (金額ベース) (E/B) F
8 特殊法人合計	2,154	1,614	1,163	54.0	452	28.0

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

【競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合（見直し計画における見直し後の姿）】



(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

3 特殊法人名の下に () 内の金額は、平成 18 年度の総契約金額である。

【競争性の高い契約方式への移行の余地及び契約に係る情報の公表が不適切な状況】

区分		特殊法人名		沖繩振興開発金融公庫	国民生活金融公庫	国際協力銀行	日本私立学校振興・共済事業団	放送大学学園	農林漁業金融公庫	日本中央競馬会	中小企業金融公庫	計	
競争性の高い契約方式への移行の余地	機械設備の保守や維持管理等			2	—	17	1	—	—	4	—	24	
	情報システムの賃貸借や保守・運用等			2	5	4	2	—	4	5	2	24	
	タクシーの借上げ			—	—	1	1	—	1	1	1	5	
	施設運營業務等			—	—	—	—	1	—	3	—	4	
	その他（事務代行・補助、機器の維持管理等）			—	4	8	2	3	2	14	—	33	
	合計			4	9	30	6	4	7	27	3	90	
契約に係る情報の公表	公表範囲						△			△		2	
	公表事項	規定の整備状況	契約担当者の氏名、所属部局名、所在地					△					1
			契約締結日					△					1
			一般競争入札・指名競争入札の別等					▲					1
			予定価格、落札率					▲			▲		2
			再就職役員数					▲			▲		2
			契約担当者の氏名、所属部局名、所在地	△								△	
	公表状況		契約締結日	△							△		2
			契約相手方の住所					△			△		2
			随意契約理由（根拠条文）								▲		1
			予定価格、落札率	△	△							△	3
			再就職役員数		▲								1
			合計			3	2	0	7	0	0	7	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「競争性の高い契約方式への移行」欄の数値は、競争性の高い契約方式へ移行を推進すべき契約件数を示す。

3 「契約に係る情報の適切な公表」欄の印は、次のとおりであり、また、同欄の合計及び計は指摘事項数を示す。

▲： 公表事項に係る規定の整備状況及び公表状況について、該当項目の全部が不適切であることを示す。

△： 公表範囲並びに公表事項に係る規定の整備状況及び公表状況について、該当項目の一部が不適切であることを示す。

国会及び裁判所における随意契約見直し計画の進ちょく状況等

(1) 平成19年度における随意契約見直し計画の進ちょく状況（金額ベース）

（単位：億円、%、ポイント）

	区 分	平成17年度実績 ①	随意契約見直し計画の達成目標		平成19年度実績	
			②	17年度との差 ③	④	17年度との差 ⑤
衆議院	総契約金額 A	64	64	—	62	△1
	うち競争性のない随意契約金額 B	51	37	△14	42	△9
	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合 B/A	80.0	58.3	△21.8	67.6	△12.4
参議院	総契約金額 A	56	56	—	45	△11
	うち競争性のない随意契約金額 B	39	10	△29	34	△5
	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合 B/A	68.9	17.2	△51.7	75.3	6.3
国立国会図書館	総契約金額 A	83	83	—	85	2
	うち競争性のない随意契約金額 B	58	33	△25	60	2
	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合 B/A	69.9	40.0	△29.9	70.8	0.9
最高裁判所	総契約金額 A	223	223	—	384	161
	うち競争性のない随意契約金額 B	97	36	△60	99	2
	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合 B/A	43.5	16.4	△27.1	25.7	△17.8

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 金額及び計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

(2) 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況

機関名		委員数	設置年月日	監視対象	開催回数 (平成20年1月～7月末)
衆議院	契約監視委員会	3人	平成20.4.23	工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の製造、販売及び役務の提供等（予決令第99条第1号～第4号、第7号を除く。）に係る契約	2回
参議院	参議院契約監視委員会	3人	平成20.3.7	すべての契約	2回
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	3人	平成20.3.27	すべての契約	1回
最高裁判所	契約監視委員会	3人	平成19.11.28	物品・役務等に係る契約	2回

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 最高裁判所は「契約監視委員会」とは別に、平成14年8月から公共工事に係る契約を監視する「入札監視委員会」を設置している。